

令和4年調布市教育委員会第9回定例会会議録

1. 日 時 令和4年9月30日午前10時00分～午前11時18分（1時間18分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 長 補 佐 市 川 陽 介

教 育 総 務 課 副 主 幹 岡 本 広 美

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 主 幹 兼 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長

図 書 館 副 主 幹 長 崎 光 利

図 書 館 副 主 幹 海 老 澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 御 前 智 則

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治
委 員 千 田 文 子

〈会議に付した事件〉

議案第30号 調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第31号 調布市教育委員会会計年度人用職員の任用に関する貴族の一部を改正する規則

議案第32号 調布市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規則の制定について

議案第33号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会職員の仕事異動について）

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和4年調布市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場をさせていただきます。

本日は、福谷委員は、都合により欠席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。日程第4の議案第33号については、人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、当該議案につきましては、非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 令和4年調布市教育委員会第9回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和4年調布市教育委員会第9回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、千田委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料の1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、9月9日現在の進捗状況の報告です。

1 件の工事が完了し、引き渡しまで完了しました。前回の定例会以降、新たに契約した工事については、学校教育施設では 3 ページの上段、No.21からNo.23までの 3 件で、社会教育施設では、同じく 3 ページ下段、No.26から 4 ページ、No.29の 4 件、合計 7 件の工事となります。

契約しました工事の概要についてですが、3 ページにお戻りいただきまして、No.21から 23の 3 件は、第二小学校、第三小学校、上ノ原小学校の 3 校で、経年劣化に伴う防災盤の改修工事をそれぞれ実施するものです。

続きまして、No.26は、東部公民館で工事を実施するもので、東部公民館は東部保育園と東部児童館が併設された複合施設となりまして、施設全体の外壁及び屋上防水の改修を行う工事です。

No.27から 4 ページ、No.29までの 3 件は、図書館染地分館で工事を実施するもので、図書館染地分館は、都営染地 3 丁目アパート 8 号棟の 1 階部分に染地地域センターと併設された施設で、建物の 1 階部分の外壁改修のほか、内装等の改修を行う改修工事です。

続きまして、5 ページをお願いいたします。No. 1 の写真は、第一小学校体育館改修工事の状況で、体育館の屋根部分の施工状況です。既存の鋼板製の屋根材の撤去が完了し、この後、新しい鋼板製の屋根材の取り付け作業を進めます。また、体育館内部では内装の改修作業が並行して進んでいます。

No. 2 の写真は、国領小学校給食質ほか改修工事の施工状況で、調理室内の撤去解体作業がおおむね完了しました。

No. 3 の写真は、北ノ台小学校北校舎外壁改修工事の施工状況で、北校舎の外部に仮設足場の設置が完了し、外壁のクラックの補修など外壁改修の作業を進めています。

続きまして、6 ページをお願いいたします。No. 4 の写真は、布田小学校小荷物用専用昇降機更新工事の施工状況で、給食の配膳用ワゴンを校舎の 2 階及び 3 階に運搬するための昇降機本体の更新工事を実施したもので、更新工事が完了しました。

No. 5 の写真は、多摩川小学校校舎増築工事の施工状況で、建物の基礎工事に着手するため、土工事として掘削作業がおおむね完了しました。

No. 6 の写真は、布田小学校校舎増築工事の施工状況で、多摩川小学校と同様の内容になりますが、建物の基礎工事に着手しました。

続きまして、7 ページをお願いいたします。No. 7 の写真は、富士見台小学校普通教室整備工事の施工状況で、西側の校舎 4 階にありましたランチルームを普通教室に整備する工

事で、内装材の撤去作業がおおむね完了しました。

No.8の写真は、北ノ台小学校校庭整備工事の施工状況で、既存の校庭の表層の土の入れ替えが完了し、校庭の地盤の高さ、レベルの最終調整や、運動会で使用するトラックの白線を引くための目印となるポイントのくいを打ち込むなどの作業が終わりますと、工事完了となります。なお、先週9月22日木曜日に完了検査を実施し、既に引き渡しまで完了しました。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、丸山学務課長から、調布市立学校における新規感染者数・臨時休業状況（新型コロナウイルス感染症）についてを報告願います。丸山学務課長。

○丸山学務課長 私からは、調布市立学校における新規感染者数、臨時休業状況（新型コロナウイルス感染症）について報告いたします。

まず初めに、今回の資料となった経緯経過について御説明いたします。

市立小・中学校において、1人でも児童・生徒の感染者が発現した場合や学級閉鎖等を実施する場合、在籍校の保護者へ学校安全・安心メールにて、感染者への不当な差別、偏見、いじめ等がないよう、また、感染対策の注意喚起等も含めて情報発信をしておりました。

一方、新型コロナウイルス感染症が少しずつではありますが、どのような感染症なのか認識されつつある中、7月に感染が急拡大した結果、感染者の情報をメールで毎日受け取っている保護者にとっては、新型コロナウイルス感染症対策に注力すべき内容やタイミングが把握しづらくなってきておりました。

加えて、国が示す新型コロナウイルス感染症に関する対策が大きく改正されたことなども踏まえ、現在は在籍する学校で同時に複数の陽性者が判明し、感染が拡大するおそれがある場合や、学級閉鎖等を実施する場合などの重要事項について、学校安全・安心メールにて発信することとしております。

こうしたことから、市立小・中学校の児童・生徒の感染者情報については、本日お手元の資料のとおり、市ホームページにおいて、従前の学級閉鎖等の実施状況に加え、総感染者数を追記し、公表することに変更しております。

資料を御覧ください。感染状況は、7月に新型コロナウイルス感染症が急激な感染拡大をしておりましたが、2学期が開始されてからは減少傾向となっており、29日の新規感染者の各学校からの報告件数は、小学校12人、中学校2人、臨時休業状況はゼロ校となって

おります。

今後も引き続き、国や東京都が示す様々な対策など動向に注意して対応してまいります。
説明は以上となります。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和4年8月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 私からは、令和4年8月における市内小・中学校の事故等の報告についてになります。資料2を御覧ください。

令和4年8月は、小学校ゼロ件、中学校1件、合計1件になります。

中学校についてですが、①、発生日8月1日月曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象生徒は第2学年男子です。当該生徒は部活動の練習中、頭痛と体のだるさから体調不良になりました。保健室で応急処置を施した後、病院で受診をし、熱中症疑いの診断を受けました。頭痛薬が処方され、当該生徒保護者と帰宅後は状態が回復しております。

報告については以上です。

○大和田教育長 次に、佐藤指導室副主幹から、不登校児童・生徒への訪問型学習支援事業の実施について報告を願います。佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 私からは、不登校児童・生徒への訪問型学習支援事業の実施について御説明申しあげます。資料3をお願いいたします。

不登校児童・生徒への支援として、これまで適応指導教室「太陽の子」及び不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の開設、運営や、メンタルフレンド、テラコヤ・スイッチなどの東京学芸大学と連携した不登校プロジェクト、SWITCHを実施してきましたが、不登校児童・生徒数は近年、増加傾向で推移しております。特に小学校におきましては、低学年児童の不登校に関する相談があることや、中学校におきましては、はしうち教室が不登校回復期にある生徒を対象としており、混乱期、低迷期にある生徒の入室が難しい状況にあることから、これらの支援が必要となっております。

このことから、このたび児童・生徒一人一人の状況に応じた支援のさらなる充実を図るため、新たに訪問型の支援事業を実施いたします。

事業の概要でございますが、まず事業名称は、「訪問型学習支援みらい」でございます。これには不登校児童・生徒が社会的に自立することを目指して、自らの居場所を確保し、輝かしい未来を自ら射止められるように、一人一人の状況に応じたサポートにより応援し

ていく思いを込めております。

対象は、調布市立学校に在籍する不登校児童・生徒です。小学生は、太陽の子が主に4年生以上が通室していることから、当事業は1年生から3年生を中心に支援していきたいと考えております。

支援内容は、教育支援コーディネーター、教育相談心理職専門員、スクールソーシャルワーカーがチームとなり、不登校児童・生徒の自宅や公共施設等に訪問し、一人一人の状況に応じた学習支援を行うとともに、児童・生徒や保護者の悩み、不安などの相談を受けながら支援してまいります。

利用手続きにつきましては、在籍学校と連携しながら支援していくことが大切と考えておりますので、学校を通して申請を受け付けいたします。

事業は令和4年10月から実施していく予定です。事業のパンフレットを別紙1のとおり作成し、また手続等につきましては、別紙2のとおり要綱を制定いたしました。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。榎本委員。

○榎本委員 私からは、資料1の学校施設のことについてなのですが、ちょうど昨日、北ノ台小学校に学校訪問させていただいて、この当時の様子も拝見させていただきました。ちょっと気になったところなのですが、ちょうど正面の入り口のところにも、この写真でも分かるようにずっと幕が掛かっているのです。その下に緊急用の簡易トイレのますがあるのですが、どうも見た感じ、そのシートというか幕のせいで、あの簡易トイレが実際に使えるのかどうかというのがとても気になりました。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 今、委員から御質問がありましたますというのは、災害時に使用するマンホールトイレと言われる下水のマンホールのふたを取って、そこに簡易のトイレの設置になります。今回、外壁改修ということで、外部に足場を設置しなければいけないので、そのますのふたの上に足場を設置した状況になりまして、これについては、工事上やむを得ない状況でありますので、今の時点で災害が起こった場合には使用ができないという状況になっております。

設置するに当たって、基本的にはそういったところがないような形で設置を進めていくのですけれども、マンホールトイレの設置については、既存の下水道管につながることが条件になってくるので、その設置をするときには、どうしても支障が出てくるような状況になっており、それで今回、工事等改修をした形で一定期間使えないという状況になったというのが現状であります。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 分かりました。そうしましたら、何かあったときにということになりますけれども、当然学校の職員もそうですが、地域の方々にもどのような対応をしていくのかというところをやはり共通理解として持っていないと、いざとなったときには対応できなくなってしまうのではないかと思いますので、その辺の御配慮をよろしく願いいたします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員 私も同じ施設の主要事業の執行及び進捗状況、資料1のところですが、3ページの、先ほど御説明いただいた21から23の防災盤の改修工事なのですが、この3校ある中で、第三小学校と上ノ原小学校については、おおよそ1,000万円の契約があるところが、第二小学校については700万円弱と300万円の差異があります。これ、同じ防災盤の改修工事でこのような差が生じるというのが、どのようなところによっているのかというところをお聞きしたく存じます。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 今、学校にある防災盤と呼ばれている設備の中には、主に自動火災報知設備、それから校内に緊急で放送する非常放送設備といったものが主な構成になっています。基本この3校については、自動火災報知設備の防災盤を更新します。第三小学校と上ノ原小学校については、その非常放送設備、実際にはアンプになりますけれども、こちらのほうを改修するような形になっております。第二小学校については、劣化度と年数も踏まえまして、まだ使える状況でありますので、今回は対象から外したというところで少し金額の差異が出ているという状況になります。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 資料3について質問したいと思います。資料3と別紙2までの中で質問し

たいと思います。

まず、不登校児童・生徒数が近年増加傾向で推移しているとありますけれども、昨年度の不登校児童・生徒の状況を私どもは把握していない実情です。ここ数年とまではいかにしろ、この増加傾向が見られる状況が分かる資料を見せていただけたらなと思われるのが1つ。

それから、できれば、どうして不登校になったかという原因と思われること、複合的なことになるかなと思いますけれども、その辺りが知りたいなというところ。登校渋りについても、この事業では行うようなことが書かれていますけれども、その状況なども分かる範囲で教えていただきたい。また、その中で、この事業に当てはまると思われる児童・生徒数の概数も教えていただければなと思います。これが1つです。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 私からは、先ほど委員から御質問いただきました人数のところでお示ししたいと思います。

まず、昨年度、不登校30日以上の子席者といったところでございますが、小学校においては161人、中学校においては186人と、年度、年を経ていくごとに増加をしている状況でございます。加えて、出現率も年々倍増していったような状況がございますので、人数としては確実に増加をしている状況でございます。

また、不登校の児童・生徒の不登校になる要因、原因といったところでお話をさせていただきたいのですけれども、まず最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけといったところでは、先生のことであつたり、あと体の不調、生活の乱れ、友達関係といったことがそれぞれ3割程度占めているような状況でございます。

私のほうからは以上です。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。では、この中でこの事業に当てはまると思われるような児童・生徒数はどのくらいになりますか。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 この事業に該当するであろうと、対象になるであろうという児童・生徒の人数についてなのですけれども、今現在、校外、校内において、いずれも支援につながっていない、そういった不登校の児童・生徒数についてなのですが、小学校段階で、昨年度なのですが41人、中学校段階で61人の児童がいずれも支援につながって

ないといった状況でございます。こちらの人数については、今回の事業の対象に当てはまると認識しております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。この小学校41人、中学校61人の人数は、これよりも今年度は減るということはまずないのかな、増えていく方向なのかなということも考えると、ぜひ必要な事業かなと思われま。

加えてまた質問なのですが、訪問型学習支援とありますけれども、学習ということの特に打ち出して特化したように思われるのですけれども、そのような認識の仕方でいいのでしょうか。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 こちら、訪問型学習支援としておりますが、実際にチームの中には心理職であったり、スクールソーシャルワーカー等の教育職のほかにも含まれているところがございますので、そういった学習のほかにも、教育相談につきましても、様々な悩みや不安のところを受けていきたいと考えております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 これは意見になってしまいますが、学習ということで打ち出されると、学習なら自分は駄目だと思っ子がどれぐらいいるかということを見ると、学習を打ち出していいのかどうかということをしっかり検討することも必要ではないかなと思っました。

重ねて質問です。別紙2の要綱のところなのですが、この要綱に目的のところには、児童・生徒の密接な教育機会の確保及び社会的自立を図ることを目的とするということで、学校復帰という言葉がここにはないのです。パンフレットの中には学校復帰という言葉があったのですが、この要綱の中の目的として学校復帰をあえて入れないのか、その辺りの理由をお知らせいただきたいと思っます。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 不登校児童・生徒につきましては、もちろん学校復帰というところもこの事業の中で考えていきたいと思っているのですが、学校復帰だけではなくて、やはり将来的に社会的自立ができるような支援も行っしていきたいと思っしておりますので、教育機会の確保というところと、社会的自立を図るというところを目的としているところでございます。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員　　ここも意見を言いたいようなところもありますけれども、学校がやることですので、学校復帰ということがあってもいいかなと私は思います。

次、もう1つ質問させてください。この要綱の中では、先ほどのどこにもつながっていないということよりずっと広く捉えた対象者の(1)、(2)にありますけれども、これだけを見ますと、かなりの人数になりそうです。先ほどの回答にあったような形の文面がどこかに入るのか。入らないとすれば、このまま読み取ってしまうと、登校、不登校、登校渋り全員がこの対象になりかねない。そうすると、今度は学校が何をするのだろう、学校努力があってもいいはずなのですが、学校はこういう傾向になった子をこの事業に全部委託すれば大丈夫みたいに捉えられかねない。この対象者でいいのかどうか、もう少しこのところの表現をきちんとしたらどうかなと思うのですが、質問です。

○大和田教育長　　佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　　こちらの支援事業の対象としましては、やはり外につながっていない子、どこにもつながっていない子を重点的にやっていきたいと考えております。ただ、やはり新しい事業というところもございまして、あまり対象を狭めるよりは、30日に満たないからといって対象としないというよりは、広くやっていって、事業を実施しながら検証していきたいと考えてございまして、こういった対象にしているところでございます。

対象につきましては、いろいろな相談とか面談とか、また学校とも連携しながら対象のほうを考えていきたいと思っておりますので、いろいろやっていながら検証していきたいと考えております。

○大和田教育長　　千田委員。

○千田委員　　その際には、ぜひ学校にも分かるような形でお知らせいただけたらと思います。

ここから意見を言ってもよろしいでしょうか。

○大和田教育長　　はい、お願いします。

○千田委員　　このパンフレットを読ませていただきました。細かいところで申しあげたいことが結構たくさんあるのですが、まずはこのパンフレットは、不登校の児童・生徒の保護者と本人にとっては、入り口としてとても重要なものだと思います。不登校の保護者、児童・生徒はとても疲弊しています。今これをざっと読んだだけでも、ハードルが高いなと私は思います。なぜそう思ったかという、表現がとても堅い、何か冷たい表現のように見えるところがあって、最後のページ、流れのところでも、確かにこの流れには違いな

いのですけれども、見ただけで、ああこれは大変だ、もう無理だと思うような表現になっているように思われます。本当に最低限で、少し柔らかくした、温かみのある言葉で表現できないものかなと思いました。

それから、このパンフレットから離れますけれども、多分この事業は、最初は何でも相談から入るのではないかなと思います。寄り添いながら、少しずつ子どもの口から困っていることとか、やりたいこととか、進路のこととか、勉強を分かりたいとか、そういうことが出てきて、そこから支援の形ができてくるのではないかなと思います。ただ、ここで大切にしてほしいのは、やはり学校との連携で、学校に見放された感だけは本末転倒になるので、学校の帰属意識をきちんと持たせながら、学校にもしっかりと意識をさせながら、少しずつ前に進めるような支援にしてほしいなと思います。

これだけの子が登校できましたという成果を私は期待していません。ただ、一歩でも外に出られるようになった子が増えましたよという成果を私は期待したいと思います。

以上です。

○大和田教育長 御意見ということでよろしいですね。

○千田委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 この訪問型学習支援みらい、私個人的にもとても期待しております。

私も引きこもりと言われている若者たちとふだんは活動をともにしているのですけれども、この訪問というのは、本当に最後の砦だと私は思っています。したがって、ここでうまくいかないと、もう本当におうちから出ることができなくなってしまうことが非常に大きいと認識しています。専門家の方たちがかかわって子どもたちと接触するわけですが、その接触の仕方においては、子どもたちとの誤解を招くようなことがないように留意していただきたいということ。

あと、家庭訪問は基本的に、国もどこも最低2人体制でというのが基本なのですけれども、では、来てくれた側、子どもたちにとって大人が2人、目の前にいるというのはどういうことか、どんな気持ちなのか、その辺の間の取り方、やり取りを本当に研究していかないと、ただ威圧的な感じになって表に出てくる、あるいは表現を上手にできるということが乏しくなってしまうような気がしています。ぜひその辺を留意されて、本当に併走型、寄り添って併走していけるような体制で支援員の方を派遣、あるいは人選も含めてしていただければと思っています。

意見となりますが、お願い事です。よろしくどうぞお願いいたします。

○大和田教育長　ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員　同じ資料3の不登校児童・生徒への訪問型学習支援事業の実施についてというところで質問させていただきます。

まず対象というところ、主に資料3の1枚目の資料ですけれども、事業概要の中の対象者は、「不登校の児童（主に第1学年から第3学年）」と記載されています。実施要綱、別紙2の対象のところには、特にそうした記載はありません。この不登校児童というところで考えますと、私の個人的な印象では、高学年になるほうが不登校気味の傾向が高くなっていると思っていたのですが、ここであえて対象を主に第1学年から第3学年としている理由、ねらいというものがどこにあるのか御教示をいただきたいです。

○大和田教育長　佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　こちらの事業につきましては、確かに要綱で定めているとおり、学年での区別というところはしていないところでございます。不登校児童数につきましては、やはり委員がおっしゃるように、高学年のほうが人数が多いというところにはなるのですけれども、今、教育委員会でやっている事業として、太陽の子が4年生から6年生まで通室しているというところで、1から3年生の支援が不足しているというところがございますので、こちらの事業につきましては、1から3年生を主に対象にしていきたいと考えております。ただ、4年生になったからといって、すぐに支援をやめるですとか、そういったことは考えていなくて、徐々に太陽の子につなぐですとか、学校のほうに復帰するとか、そういった形で事業を展開していければいいなと思っております。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　太陽の子というのは、来ていただく、子どもたちが通う場ではないかなと思うのですけれども、そうなると、訪問型とはまた若干取り組みが異なっていると考えられます。そこで、あえて4から6年生の児童の中でも、やはり訪問のほうが適しているということも多々あるかもしれませんし、1から3年生の中でも、もしかしたら別の場所というものがあって、そういう場所があれば行けるという子もいるかもしれません。あえてここで限定するというのが果たして適切なのかなどというところに若干疑問を抱くところであります。また少し御検討いただければありがたいなと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○大和田教育長　はい、お願いします。

○細川委員　それと、別紙1のパンフレットの開いた右下に、利用に当たっての注意事項というのがあります。その注意事項の最初に、「支援チームが自宅に訪問する時間は、保護者の在宅が必要」という条件が記載されています。その不登校の児童・生徒の状況などを考えますと、例えばひとり親で、保護者が仕事に出ているような状況であったりですか、両親とも働いていて、家にだれもいないという中で、家に閉じこもっているというような状況も想定されると思うのですが、この保護者の在宅が必要であるということが1つのハードルとなって、この支援事業を受けることができないというような児童・生徒がもしかしたら多くなってしまわないかなという懸念があるのですが、その辺のところ、どのようにお考えになっていらっしゃるのか。

また、同様に、これまでメンタルフレンドという制度が現在もありますけれども、この利用状況はどのような形になっているのか、またメンタルフレンドとこの訪問学習支援事業のすみ分けといたしましょうか、そういったところはどのように考えてられているのか、その点をお聞きしたいです。

○大和田教育長　佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　まずメンタルフレンドにつきましても、大学生、大学院生がお兄さん、お姉さんの立場で、役割で、話し相手ですとか遊び相手として家庭にお伺いするというので、こちらの事業につきましても、保護者の在宅というところをお願いしているところでございます。こちらの訪問型学習支援につきましても、家庭のほうに支援員が伺うというところで、保護者の在宅を同じようをお願いしているところでございます。

メンタルフレンドとの違いにつきましては、大学生、大学院生というところのお兄さん、お姉さんの立場、役割というところと、こちらの訪問型の学習支援につきましては、教育職、心理職という専門的な見地からの支援というところでの違いがあると思っております。

こちらの訪問型学習支援につきましては、自宅の訪問だけではなくて、近隣の公共施設等での支援というところも考えております。家庭での支援が必要な場合には、スクールソーシャルワーカーなどの活用も今までしていきっているところでございますので、そういったところも引き続きやりながら、支援をしていきたいと考えております。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　ありがとうございます。これまでメンタルフレンドの利用状況等も確認をしていただきながら、なるべく必要とする児童・生徒、また家庭が利用しやすいような形

での検討をぜひしていただきたいと思います。

それから、もう一点よろしいでしょうか。

○大和田教育長 はい。

○細川委員 資料3、実施についてというところの事業概要の(1)、事業名称というところの中で、説明書きとして、「自らの居場所を確保し、輝かしい『みらい』を自ら射止められるように」という表現があります。私は、この「輝かしい」というところに少し引っ掛かってしまいまして、輝かしくなくてもいいから生き延びてほしいなという、そのような願いを私は持っています。

この「輝かしい」という表現を使うことによって、では、今の私は輝かしくないのだろうか、不登校しているという状況があってはならないのかとか、残念ながら、そういう学校という今の状況に適応するのは難しいという子もいらっしゃるはずです。その子たちをどのように受け止めていくのかというようなときに、今、私、「残念ながら」と言ってしまいましたけれども、残念と受け取ってしまっているのだろうかとか、そのようなところも含めて「輝かしい」という、私からするとちょっと大袈裟なといえましょうか、そのような表現と受け取ってしまうのです。その辺についても、どんな意味でこうした表現を使われているのかなというところをお聞きしつつ、また検討していただきたいなというところなのですが。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 こちらの事業の「輝かしい」という表現のところなのですが、輝かしいにはいろいろな捉えがあると思うのですがけれども、不登校児童・生徒が一人一人、自分にとってどのような未来、将来がよいのかというのを考えられるように、自立してできるよというところの思いを込めまして、こういった内容にさせていただいております。

確かに、子どもにとって輝かしいところが、輝かしくないと捉えられる子がいる可能性も、委員おっしゃるようになっているかもしれませんので、そういった表現のところは、また検討していきたいと考えております。

○細川委員 ありがとうございます。多分その渦中にいる子たちは、輝かしいというか、まぶし過ぎて今、外に出られないというような不安の中にあるのではないのかなと思っていて、今の御説明を聞きますと、例えばその子の自らの望む未来とか、そういう方向に進められるようにとか、そのような表現のほうがいいのかなど、これは感想ですけ

れども、思った次第であります。

以上です。ありがとうございました。

○大和田教育長　ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員　同じみらいのことですけれども、訪問可能の日時というところで、平日の月曜日から金曜日、そして時間も午前9時～午後4時ということが書かれていますが、例えば保護者の在宅が必要だということになれば、おうちの方が両親ともお仕事されていれば、これに対応するのは非常に難しくなるのではないかと思うのです。例えば、将来的な話として、土曜日、日曜日とか、そういうところで訪問をするというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○大和田教育長　佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　こちらの資料につきましては、いろいろ人員の体制等もございまずので、今のところは平日の午前9時から午後4時までというところを考えているところでございます。事業を始めてみて、いろいろなニーズなどを踏まえながら、体制のところは検討していきたいと考えております。

○大和田教育長　榎本委員。

○榎本委員　職員あるいはスタッフの勤務体制というところは、私もとても理解いたしますけれども、対象者に順応していく、必要とされていることを我々がサービスを提供するというように考えたときには、こちらが提案したものに対して乗っかってきてくださいというだけでは私は駄目だと思っています。そういうことをしていると、必ずこぼれてしまいます。こぼれない子どもたちをみんなで支えていくというときは、我々こちら側サイドも柔軟な対応というのが私は必要だと思いますので、将来的にはぜひその辺も御検討いただければと考えております。

○大和田教育長　ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　いろいろな意見等、注文が出されていますけれども、やはりそれだけ期待をしているからこそその意見として受け止めていきたいなと思います。

本市は、太陽の子であるとか、はしうち教室であるとか、制度的にはかなり充実、整っていると私は思っている。そこにプラスして、今度はこちらから、今まではどちらかという待ちの姿勢だったものが、今度は、言葉はちょっときついですけれども、攻めていくといいますか、各家庭、あるいはその場所に出向いて指導、何とか支援をしたいということで、これまた何とかいい方向に行ってほしいなと思うところでもあります。そこで、パン

フレット、小冊子ですが、これはどういうところに配布をする予定なのでしょうか。まずお伺いたします。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 こちらの事業につきましては、やはり学校と連携しながら事業を進めていきたいと考えておりますので、まずは学校に配布いたしまして、こういったのが必要な不登校児童・生徒の保護者等に学校のほうから紹介していくという形で考えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。全家庭にこれを行ったとすると、指導室が把握している数よりも増える可能性というのはもっとある、うちの子もちょっと申請をしてもらってみようとか、そういうのも増えてくるかなと思います。

人員の確保、配置等々の御苦勞が出てくるだろうなと思っていますが、学校、家庭、地域、これが行くとすれば、文言の整理をしていただきたいなど。例えば、この実施要綱には、「不登校児童・生徒への」と。これが前面に来ているのです。このパンフレットには「訪問型学習支援みらい」、小さく「不登校児童・生徒への支援」となっております。こちら辺り、不登校の児童・生徒への支援であるとするならば、先ほどから私が気になっているわけで、この学習というのがここに出てくるほうがいいのか、あるいは、例えばこの学習という言葉を抜いたときに、どのように受け止められるのかなど。そこから辺りも含めて検討する必要もあろうかなど。

それから、先ほど文言について申しあげましたけれども、例えばこのパンフレットを開いたときの左側、この四角で囲んであるところに行きますと、例えば2つ目の丸のところは、「支援チームは、児童・生徒の悩みや不安などの相談にのったり」というのが最初に来ているのです。その次に「学習をサポートしたり」という、この四角の枠の上は、「学習機会の確保と社会的自立」と。この順番についても、かなりこだわりがあるかなど。不登校児童・生徒をお持ちの親御さんにしてみれば、やはりこれはちょっと気になるころではないかと思います。そういった細かいことでありますけれども、文言をよく整理して、整合性のあるような順序を整えて、親切に出してあげたほうがいいのではないかと。

低学年の捉え方も1、2年生を低学年とするのか、1、2、3年生を低学年とするのかとか、いろいろあろうかと思っています。その辺も保護者に誤解を与えないように、安心して受けられるような事業を進めていただきたいなと思っています。

もう1つよろしいですか。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料2なのですが、事故件数が8月は1件で大変喜ばしいことなのですが、例年、部活が行われたり、あるいは交通事故があったりして、数件の報告があるかと思うのですが、部活動の実施状況は例年に比べていかがだったでしょうか。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御質問いただいた部活動の実施状況といったところなのですけれども、今年度7月に入りまして、かなり熱中症の警戒アラートが発令されたりだとか、原則、運動が中止になるといった日数がかかなり増えてきた状況でございます。基本的には、アラートが発令された場合は、原則、部活動は実施しておりません。加えて、WBGT、暑さ指数の状況が31度を超過している場合についても活動を中止している状況にありますので、例年と比較すると、若干ではございますが、活動の時間、日数といったところでは制限があったように認識しております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。活動の実施の数と申しますか、それも少なかったというのも影響していると捉えてよろしいのでしょうか。

○門田指導室統括指導主事 はい。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。

○大和田教育長 よろしいですか。

○奈尾教育長職務代理者 はい。

○大和田教育長 ほかにございせんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

しかしながら、不登校児童・生徒への訪問型学習支援事業の実施についてにつきましては、委員の皆様方から様々な御指摘、御意見をいただきましたので、本日の御意見等を踏まえ、事務局で再度検討し、次回以降の定例会でまた報告をさせていただきたいと考えておりますけれども、こういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、報告事項を終わります。

日程第3 協議題

令和4年度（令和5年1月）以降の調布市成人式の名称について

○大和田教育長 続いて、日程第3、協議題に入ります。

本件について、中川社会教育課長から、「令和4年度（令和5年1月）以降の調布市成人式の名称について」、提案理由の説明を願います。中川社会教育課長。

○中川社会教育課長 資料4をお願いいたします。社会教育課から協議事項として、「令和4年度（令和5年1月）以降の調布市成人式の名称について」、御説明いたします。

民法の一部を改正する法律の執行により、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、従前のおり20歳の方を対象に、調布市成人式を実施することとしています。

このことに伴い、令和4年度（令和5年1月）以降の調布市成人式の名称を下記のとおり変更いたしたいと考えております。変更後の名称は、記書きの1に記載のとおり、「調布市二十歳のつどい」と考えております。

2番といたしまして、この名称とした主な理由でございますが、(1)令和4年調布市成人式実行委員会にて、令和4年調布市成人式実行委員に、成人式名称（案）を検討してもらったところ、言いやすい、短い名称がよいという意見が出されたことや、名称の候補として二十歳のつどいが出たとあります。これは、既に成年年齢の引き下げが決まっていたことありまして、前回の令和4年調布市成人式実行委員会において、今後の調布市成人式の名称（案）を検討していただいておりますが、その中で言いやすい、短い名称がよいという意見が出されたことや、検討の中で名称の候補として二十歳のつどいが複数出たということでございます。

過去に、令和5年（仮称）調布市二十歳のつどい実行委員会にて、友人との再会の場であり、つどいという表現が適している。集まるのが難しい時代だからこそ、つどいという表現を大切にしたいという理由で、二十歳のつどいという意見が出た。こちらは、先ごろ実行委員会を実施した際に、名称検討をしていただきましたが、その場において、まずこの集まりといいますか、旧成人式の内容が友人との再会の場であり、「つどい」という表現が適しているという意見や、また、集まるのが難しい時代だからこそ、つどいという表現を大切にしたいという意見などが出され、二十歳のつどいという意見が複数ありました。これらの意見を踏まえ、事務局においても精査、検討した結果、この名称にさせていただきたいと思っております。

なお、3、参考資料として、別紙のとおり、都内自治体の成人式名称を添付しておりますので、御参照ください。皆様、御意見等はございますでしょうか。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたら、お願いいたします。細川委員。

○細川委員 直接的にこの名称等のことではないのですが、例年、実行委員会のメンバーを募集するのに非常に御苦勞があると聞き及んでおりますが、今度の令和5年度の実行委員会は既にスタートしているということで、今回は何人ぐらいの方が集まって、募集する際にどんな工夫をされたのかなど、お聞かせをいただきたくお願いいたします。

○大和田教育長 中川社会教育課長。

○中川社会教育課長 まず、募集の方法でございますけれども、6月20日号市報において、まず募集を開始いたしました。その期間については、残念ながら応募がなかったことから、8月17日まで延長したところでございました。また、7月26日から京王線の調布市内全駅、あと、ぬくもりステーションに募集のポスターの掲示をして、また、協定大学への通知をさせていただいて、御協力をお願いをいたしました。

結果としましては、検討委員の方は3人集まっていたかまして、また、市職員として3人オブザーバーと一緒に活動させていただいてるところでございます。なお、さらに過去の実行委員会として活動したOB、OGの方に御意見等の御協力をいただいているところでございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。やはり厳しいものがありますね。どのようにすると集まっていただけなのか、また今後も検討、御努力をいただければ幸いです。二十歳のつどいという名称は、私はすばらしいなと思います。

○大和田教育長 ほかの御意見等ございますか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ないようですので、お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

日程第4 議案

議案第30号 調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、日程第4、議案に入ります。

議案第30号「調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について市川教育総務課長補佐から提案理由の説明を願います。市川教育総務課長補佐。

○市川教育総務課長補佐 それでは、議案第30号「調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

提案理由ですが、議案書の最下段に記載のとおり、社会教育関係団体として認定を受けた団体について、教育会館会議室使用団体登録カードの有効期限の改正を提案するものがあります。社会教育関係団体とは、調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則で定める要件を満たすことで認定を受ける団体で、その有効期間は、認定の日以後の西暦における最初の奇数年の5月31日までと規定しており、最長で2年間となっております。

この社会教育関係団体が教育会館2階の会議室の利用を希望する場合、社会教育関係団体としての認定とは別に、会議室の使用団体登録、登録カードの発行及び減免の申請をいただくことで、減額料金にて会議室を御利用いただくことができますが、この会議室利用団体登録カードの有効期間が発行日から3年間と規定されております。

今申しあげた2つの有効期間に相違があることで、利用者に対して煩雑な申請手続きをお願いせざるを得なくなってしまうことから、社会教育関係団体の登録会議室、登録カードの有効期間を、社会教育関係団体としての認定期間と合わせることで、利用者の利便性を図ることを趣旨とする提案であります。

具体的な改正内容として、A4横で作成しております新旧対照表の1ページを御覧ください。本資料ですが、右側が改正前、左側は改正後に改める内容でありまして、改正箇所には下線で明示しております。

1枚目、左側第2条第3項の下線部にあるとおり、社会教育関係団体に限り会議室登録カードの有効期間を社会教育関係団体登録期間と合わせる旨の文言を追記する内容となります。また、本件に関連して、3ページの第7条について文言の修正が入っております。

なお、本改正は、来月、令和4年10月1日から施行させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

ます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第31号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第31号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について岡本教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。岡本教育総務課副主幹。

○岡本教育総務課副主幹 議案第31号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書の最下段に記載のとおり、令和4年10月1日から、東京都における最低賃金が1,041円から1,072円に改定されることに伴い、改定後の最低賃金を下回る会計年度任用職員の報酬額について改正するため、提案するものであります。

それでは、2枚おめくりいただき、添付しました新旧対照表により、主な改正内容を説明いたします。新旧対照表の6/20ページを御覧ください。

項番4に記載の、調布市教育委員会機能補助員(用務員)の時間単位の報酬額を1,050円から1,080円に改めます。また、その下の項番に記載の調布市教育委員会機能補助員、給食調理員、8/20ページの項番8に記載の調布市教育委員会技能補助員、応援給食調理員及び14/20ページの項番18に記載のスクールサポートスタッフにつきましても、同様に時間単位の報酬額を1,050円から1,080円に改めます。

なお、この改正内容は、東京都における新たな最低賃金の適用に合わせてるとともに、市長部局における同様の規定の整備に合わせて、来月10月1日から施行させていただくことを予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。これもよろしいですね。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第32号 調布市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規則の制定について

○大和田教育長 次に、議案第32号「調布市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規則の制定について」を議題といたします。本件について鈴木教育総務課長から提案理由の説明を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 議案第32号について説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書に記載のとおり、教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

こちら、具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の第13条第2項において、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した委員がその職務を行うこととされておりまして、調布市教育委員会におきましては、奈尾教育長職務代理者が指名されております。

一方で、教育長職務代理者のお立場は非常勤であるため、その性質上、教育長職務代理者自らが教育委員会事務局を指揮監督し、実際の事務を処理することはなかなか困難な状況でありますので、地教行法第25条第4項に基づきまして、その職務を教育委員会事務局職員に委任、または臨時に代理させることは可能とされておりまして、その趣旨を踏まえた規定を整備するため、規則を制定するものであります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、規則の内容について御説明いたします。

初めに、第1条になりますけれども、こちらにつきましては、本規則の趣旨、目的について記載しております。それから、第2条につきましては、教育委員会の会議の主宰と教

育委員会を代表すること。この2つの職務以外を教育部長に委任、または臨時代理させることができる旨、規定するものであります。

なお、こちらの教育委員会の会議の主宰とは、本教育委員会の司会進行の事務でございます。また、教育委員会を代表することにつきましては、本規則に基づきまして、教育長職務代理者が教育部長に事務を委任等した場合でありましても、その事務全般につきまして、教育長職務代理者が教育委員会の権限に属する法律行為を行ったこととなる旨の規定であります。

具体的な事務におきましては、教育部長が委任された事務に関しまして、外部へ文書を発出する場合などにおきましては、教育部長名ではなくて、教育長職務代理者の職名、お名前が発出することなどが挙げられます。

また、こちらの教育部長に委任等できないこととしました2つの職務につきましては、地教行法第13条で規定しております教育長の職務のうち、改正前の地教行法におきまして、旧教育委員長が担っていた職務であります。

このような趣旨も踏まえまして、近隣自治体にきましても、同内容の規則が制定されておきまして、そちらを参考にしながら案文を作成させていただきました。

最後に、こちらの規則の制定が今となった理由でありますけれども、先月8月に感染症がまん延しまして、庁内におきましても管理職等が不在となる部署がございました。職員不在時に組織体制を全庁的に再度確認させていただく流れの中で、改めて教育長の職務代理の在り方につきましても、近隣自治体の状況も踏まえながら整理をしまして、本規則を制定することで、教育長不在時の組織体制の整備について規定をさせていただくこととしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

次の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は御退席をお願いいたします。傍聴ありがとうございました。

非公開

○大和田教育長　　以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和4年調布市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員